

## 献血による血漿分画製剤の国内自給に向けて

血液は人体に由来するため、WHOの1975年の勧告で「無償献血を基本として各国の血液事業を推進すべき」とされています。また2003年(平成15年)7月、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(血液法)が施行されました。この血液法の基本理念にうたわれている「献血による血液製剤の国内自給」には、国民の皆様様の強い願いが込められています。国内献血由来製剤の普及にご理解とご協力をお願いします。



## 献血血液の有効利用

血漿分画製剤は、同一の原料から何種類もの製剤が製造されています。「善意の献血により得られた血液」は、それぞれの患者さんに必要な成分を製剤として提供することにより、有効に利用されています。

### 血漿分画製剤製造工程概略(例)

凍結血漿(融解・プール)		
分層	沈殿: クリオプレシビテート	血液凝固第Ⅷ因子製剤
イオン交換クロマト	吸着	血液凝固第Ⅸ因子製剤
エタノール分画		トロンピン製剤
分層	沈殿: Fraction I	フィブリノゲン製剤
上清		
エタノール分画		
分層	沈殿: Fraction II+III	筋注用免疫グロブリン製剤
上清	沈殿: Fraction II	静注用免疫グロブリン製剤
エタノール分画		
分層	沈殿: Fraction IV-1	アンチトロンピンⅢ製剤
上清		
エタノール分画	Fraction IV-4	ハプトグロビン製剤
分層	沈殿: Fraction V	アルブミン製剤

## 血液製剤は…

輸血用血液製剤と、血漿成分を精製して得られる血漿分画製剤に大別されます。

### 主な血液製剤の分類と使用目的

